

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 資産経営課県有建物整備班

導入検討対象事業の名称	県有施設再整備事業(夷隅合同庁舎)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>現在の夷隅合同庁舎は耐震性能が低く(Is 値 0.28)、早急な対応が必要な状況であり、「県有建物の整備計画」において、I期(令和4年度までに着手を目指すもの)に建替えることとされている。</p> <p>「県有建物長寿命化計画」では、地域振興事務所を中心とした出先機関の合同庁舎化を進めることにしているが、夷隅地域においては、大原総合庁舎(いすみ市)や夷隅健康福祉センター(勝浦市)の耐震改修が完了し、計画保全により、今後30年程度は使用可能な状況にあるため、施設の有効活用や財政負担軽減の観点から、夷隅合同庁舎のみ建替えを行う。</p>
(2)整備予定場所	夷隅郡大多喜町横山
(3)施設規模	庁舎:RC造2階建て 2,200㎡ 車庫・倉庫:S造2階建て 500㎡
(4)施設稼働期間	53年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	起債75% 一財25%
(8)契約予定時期	令和2年度
(9)建設・整備期間	令和4年度から令和5年度
(10)供用開始予定時期	令和6年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	○ 設計から建設、維持管理までの業務は一括で民間事業者 に委託できる事業であり、PFI適性がないと判断することはできない。 なお、運営については県が直接行う必要がある。

	<p>○ 適用できる補助金がなく、法制度面で導入が不可でない事業であり、PFI適性がないと判断することはできない。</p> <p>○ 類似事業の過去の導入検討は、平成30年度に検討した山武合同庁舎の予備検討があり、定量的効果がなく従来手法での整備が妥当という結果が出されており、PFI 適性があるとは言えない。</p> <p>○ 全体事業のうちの一部にも施設整備等に着手していない事業であるため、その点では PFI 適性がないとは言えない。</p> <p>類似事業での過去の導入検討にて従来手法での整備が妥当という結果が出されており、PFI 適正がある事業ではない。</p>
(2)定量的確認結果概要	VFM 0.2 億円 0.8%
(3)定性的確認結果概要	<p>○ 設計や維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られる。</p> <p>○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続を要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能になる。</p> <p>○ 運営については、県が直接行う必要があるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地がなく、公共サービスの向上は期待できない。</p> <p>以上により、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も期待される運営については委託できず、公共サービスの向上は見込まれないが、設計や維持管理業務において一定の効果はあることから、定性的効果はある程度見込まれる。</p>
事業担当課における検討結果	<p>「3.予備検討結果」等より、定性的効果がある程度見込まれるものの、定量的効果がなく、類似事業での過去の導入検討でも従来手法での整備が妥当という結果が出されており、従来手法による整備が妥当である。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入